

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

例:生活介護(20人)・就労継続支援B型(20人)を行う多機能型事業所生活介護を本体施設とする単独型短期入所(5人)を実施している同一法人で他事業所(自立訓練事業所)の運営も行っている

Summary table with columns: サービス等の種類, 就労継続支援B型, 事業所・施設名, 定員, 平均実利用者数, etc.

Main employee roster table with columns: 職種, 氏名, 勤務形態, 長期休暇, 第1週-第4週, 合計(4週), etc.

注1 本表はサービスの種類ごとに作成してください。

注2 人員配置基準又は給付費算定基準上必要なすべての職種について記載の上、それぞれ1日あたりの勤務時間を記載してください。

注3 算出にあたっては、小数点第2位以下を切り捨ててください(ただし、前年度の平均利用者数の算定にあたっては小数点第2位以下を切り上げた数を、平均にあたっては小数点第2位以下を四捨五入した数を、重度障害者割合の算出にあたっては小数点以下第1位を四捨五入した数を用いてください)。

注4 別記様式第5号別紙2「前年度平均利用者数及び平均障害支援区分算出表」及び、当該事業所・施設に係る組織体制図を添付してください。

注5 各事業所・施設において使用している勤務割表等(変更の届出の場合は変更後の予定勤務割表等)により、届出の対象となる従業者の職種、勤務形態、氏名、当該業務の勤務時間及び直接処遇職員等の配置状況(関係する場合)が確認できる場合は、その書類をもって添付書類として差し支えありません。

注6 「人員配置区分」欄は、報酬算定上の区分を記載し、「該当する体制等」欄は、別記様式第4号別紙1「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる体制加算等の内容を記載してください(この際、別記様式第4号別紙1「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」の記載内容と同様に記載してください。)

Vertical text boxes providing detailed explanations for specific entries in the main table, such as '以下のとおり記載すること' and '常勤専従職員の場合、有給休暇等で1月以内の不在の場合、常勤として勤務したものととして算入可'.

資料13

事業者等指定要綱及び手引きの改正について

- ◎宮城県指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者
指定申請等実施要綱

掲載場所：<http://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/si004.html>



[通常ページへ戻る](#) 掲載日：2019年2月1日更新

障害福祉サービス事業者等の指定を受け、サービス提供を行うときは次の様式で申請してください。
なお、仙台市内の事業者については、申請又は届出先が仙台市になりますので御注意ください。

1 指定障害福祉サービス事業者、障害者支援施設又は指定一般相談支援事業者の指定を受けようとするとき

- [指定要綱 \[PDFファイル/133KB\]](#) (H31.2.1施行)
- [要綱別表 \[Excelファイル/123KB\]](#) (H31.2.1施行)

- ◎宮城県指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設指定申請等実施要綱

掲載場所：<http://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/si230071.html>



[通常ページへ戻る](#) 掲載日：2019年2月1日更新

障害児通所支援事業者、障害児入所施設の指定を受け、サービス提供を行いたいときは次の様式で申請してください。
なお、所在地が仙台市内の場合は、申請又は届出先が仙台市になりますので御注意ください。

※平成29年4月1日から、児童発達支援管理責任者の要件が変更されました。

詳しくは下記のページをご覧ください。

- ・「[サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者に係る告示改正について](#)」(県ホームページ)

※平成29年4月1日から、放課後等デイサービスの人員等の基準が変更されました。

詳しくは下記のページをご覧ください。

- ・「[放課後等デイサービスに係る条例等の改正について](#)」(県ホームページ)

1 障害児通所支援事業者、障害児入所施設の指定を受けようとするとき

- [指定要綱 \[PDFファイル/121KB\]](#) (H31.2.1施行)
- [要綱別表 \[Excelファイル/77KB\]](#) (H31.2.1施行)

○要綱、要綱別表、別記様式の主な改正点（平成31年2月1日付け改正内容）

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）改正等に伴い、必要な箇所の改正

→ 「申請者又は開設者の定款、寄付行為等」の削除（就労継続支援A型を除く）

「当該申請に係る事業に係る資産の状況」の削除

「役員等名簿」の削除

**※これらについては、指定（更新）時の提出が不要になったほか、
変更届も不要になりました。**

- ・ 別表の整理、文言の整理等（指定時等に必要な書類の整理）

（参考：別表例）

| 指定(更新)申請又は変更届出時の添付書類 | | ※ケースにより、追加書類の提出を要することがあります | | | | | | |
|---|--|---|---|--------------------------------|--------------------------------|---------------------------|---|----------------------------|
| 指定障害福祉サービス事業種別 | 省令に定める申請書等への記載事項又は届出事項 | 左記の事項を記載した書類 | | 新規指定時 | 指定更新時 | 指定の変更申請時 (指定内容の変更) | 変更届出時 (左記の事項に変更があった場合) | |
| | | 提出書類 | | | | | | |
| 居宅介護、重度訪問介護、同行探検又は行動支援 | 【必須】 提出様式(申請又は届出時に必ず提出する書類) | | | 規則様式第1号 (指定(更新)申請書) (必須) | 規則様式第1号 (指定(更新)申請書) (必須) | | 規則様式第3号 (指定変更届出書) (必須) ※給付費の請求に関する事項の場合は不要 | |
| | 第1号 | 事業所の名称、所在地 | | | ○ 規則様式第1号 (指定(更新)申請書) | | ○ 規則様式第3号 (指定変更届出書) | |
| | 第2号 | 申請者の名称、主たる事務所の所在地、 代表者の氏名、生年月日、住所、職名 | | | | | | |
| | 第3号 | 事業開始の予定年月日 | | | | | | |
| | 第4号 | 登記事項証明書又は条列等 | 登記事項証明書 又は 条列等 | ○ | ○ | 前回提出時より変更がなければ省略可 | ○ | |
| | 第5号 | 事業所の平面図 | 別記様式第20号(平面図) | ○ | ○ | | ○ | |
| | 第6号 | 管理者及びサービス提供責任者の氏名、 生年月日、住所、経歴 | 別記様式第22号(経歴書) | ○ | ○ | | ○ | |
| | | | 別記様式第26号(実務経験証明書) | ○ | | | ○ | |
| | | | 研修修了証の写し | ○ | | ○ | 前回提出時より変更がなければ省略可 | ○ |
| | | | 資格証の写し | ○ | | ○ | | ○ |
| | | 勤務実態が分かる書類(雇用契約書の写し等) | ○ | | ○ | | ○ | |
| | 第7号 | 運営規程 | 運営規程 | ○ | ○ | | ○ | |
| | 第8号 | 利用者又はその家族からの苦情を解決する 為に講ずる措置の概要 | 別記様式第23号(利用者(入所者)又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要) | ○ | ○ | | | |
| | 第9号 | 従業者の勤務の体制、勤務形態 | 別記様式第5号 (従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表) | ○ | ○ | | | |
| | | | 資格証の写し | ○ | | ○ | 前回提出時より、変更した人員のみ必要 | 第6号又は人員に関する給付費の変更があった場合に必要 |
| | 勤務実態が分かる書類(雇用契約書の写し等) ※必要とする人員配置基準を満たす数以上 | ○ | | ○ | | | | |
| 第10号 | 法第36条第3項各号に該当しないことを 誓約する書面(誓約書) | 別記様式第24号(法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書) | ○ | ○ | | ○ 代表者又は管理者の変更があった場合に必要 | | |
| 第11号 | その他指定に関し必要と認める事項 | 別記様式第6号 (居宅介護、重度訪問介護、同行探検・行動支援事業所等の指定に係る記載事項) | ○ | ○ | | ○ | | |
| | | 別記様式第19号(指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由等) | ○ | ○ | | ○ | | |
| | | 事業計画書 | ○ | ○ | | | | |
| | | 利用契約書 | ○ | ○ | | | | |
| | | 重要事項説明書 | ○ | ○ | | | | |
| | | 収支予算書 | ○ | ○ | | | | |
| | | 事業に係る介護給付費の請求に関する事項 別記様式第4号・別記様式第4号その2 (介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書) 別記様式第4号別紙1 (介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表) 各加算に必要な様式 | ○ | ○ | | | ○ | |
| (共生型の場合のみ)母体となるサービスの指定を受けていることを確認できるもの(指図書)の写し及び母体となるサービスに係る記載事項) | ○ | ○ | | | ○ | | | |

◎指定障害福祉サービス等事業者等各種届出に関する手引き

掲載場所：<https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/tebiki.html>

指定障害福祉サービス等事業者等各種届出に関する手引き

[通常ページへ戻る](#) 掲載日：2016年4月4日更新

宮城県障害福祉課では、「指定障害福祉サービス等事業者等各種届出に関する手引き」を作成しています。
本手引きは、障害福祉サービス事業等を運営するに当たり必要な各種手続き（新規指定、指定更新、事業所運営に係る事項の変更及び各種加算の届出）を行う際は、御活用ください。

全体版

- 指定障害福祉サービス等事業者 各種届出に関する手引き [PDFファイル/2.06MB]

分割版

- 目次 [PDFファイル/128KB]
 - 宮城県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件 [PDFファイル/246KB]
 - 障害福祉サービス事業者等の指定機関 [PDFファイル/398KB]
 - 指定（更新）申請時の提出書類 [PDFファイル/375KB]
 - 指定（更新）申請時の提出書類のチェック表 [PDFファイル/553KB]
 - 変更届の提出書類（体割の変更の場合） [PDFファイル/201KB]
 - 変更届の提出書類（給付費関係の変更の場合） [PDFファイル/529KB]

○手引きの主な改正点

- サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の要件改正
- 指定権者（申請・届出先）の変更（障害福祉課分は全て運営指導班担当に変更）
- 共生型サービスの指定について、項目の追加
- 平成30年度新設サービス追加に伴う改正
- 平成30年度報酬改定に伴う改正
- その他、表の整理、文言の整理等

目次

**第1 宮城県サービス管理責任者及び
児童発達支援管理責任者の要件**

第2 指定障害福祉サービス事業者等の指定機関

第3 各種申請・届出に係る手続について

- 1 事業者の新規指定について
- 2 指定の変更申請について
- 3 指定の変更届について
- 4 事業の廃止、休止及び再開について
- 5 指定の辞退について
- 6 共生型サービスの指定について

第4 指定(更新)申請時の提出書類チェック表

| | |
|-------------------------|-------------|
| 訪問系サービス | 共同生活援助 |
| 療養介護 | 障害者支援施設 |
| 生活介護 | 地域相談支援 |
| 短期入所 | 児童発達支援 |
| 重度障害者等包括支援 | 医療型児童発達支援 |
| 自立訓練(機能訓練) | 放課後等デイサービス |
| 自立訓練(生活訓練) | 居宅訪問型児童発達支援 |
| 就労系 (就労移行支援, 就労継続支援) | 保育所等訪問支援 |
| 就労定着支援 | 障害児入所施設 |
| 自立生活援助 | |

第5 変更届の提出書類(体制の変更の場合)

第6 変更届の提出書類(給付費関係の変更の場合)

| | |
|------------|-------------|
| 訪問系サービス | 自立生活援助 |
| 療養介護 | 共同生活援助 |
| 生活介護 | 地域移行支援 |
| 短期入所 | 地域定着支援 |
| 重度障害者等包括支援 | 児童発達支援 |
| 施設入所支援 | 医療型児童発達支援 |
| 自立訓練(機能訓練) | 放課後等デイサービス |
| 自立訓練(生活訓練) | 居宅訪問型児童発達支援 |
| 就労移行支援 | 保育所等訪問支援 |
| 就労継続支援A型 | 福祉型障害児入所施設 |
| 就労継続支援B型 | 医療型障害児入所施設 |
| 就労定着支援 | |

介護給付費等に係る届出の取扱いについて

加算が算定されなくなる事実が発生した場合は、速やかに終了の届出を行ってください。

なお、再度加算を算定する場合は、新規の届出を行う必要があります。

加算を新規で取得する場合又は加算の算定される単位数が増加する場合

→ 届出を行ってください。届出日と算定開始日の関係は以下のとおりです。

| 届出日と算定開始日の関係 | |
|-------------------|------------|
| 届出が月の15日以前に行われた場合 | 翌月から算定を開始 |
| 届出が月の16日以降に行われた場合 | 翌々月から算定を開始 |

※ 食事提供体制加算（届出日から算定可能）等、一部例外があります。

※ 前年度の実績を届け出る加算等については、4月中に届出を行うことで、例外的に4月分から加算を算定することが可能です。

平成31年（2019）度の届出期日：**2019年4月15日（月）**

上記期限を過ぎての届出であっても、2019年4月末までに届出があった場合は、4月のサービス提供分から加算を取得することが可能です。ただし、その場合は4月分の報酬について過誤調整を行い、6月に請求することとなりますので、御注意願います。

加算が算定されなくなる事実が発生した場合

→ 当該事実が発生した日から算定を行わないこととなります。

また、速やかに加算の終了の届出を行う必要があります。

※ 一度終了した加算を再度算定する場合、新規届出を行う必要があります。

加算の算定される単位数が減少する場合

（例：「送迎加算（Ⅰ）」から「送迎加算（Ⅱ）」に変更される場合）

→ 当該事実の発生した日から単位数が減少することとなります。

また、速やかに加算の変更の届出を行う必要があります。

届出が適切に行われなかった場合、減少後の加算についても算定が認められない場合があります。

届け出た加算の要件を満たさない期間があった場合、その期間について当該加算を算定することは原則として認められません。

要件に該当しているか、こまめな確認をお願いします。

【参考】

○平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知

『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について』

第一 届出手続の運用 1及び5

○平成19年12月19日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡

『障害福祉サービスに係るQ&A（指定基準・報酬関係）（VOL.2）の送付について』 問7

資料15

就労支援員と目標工賃達成指導員について

就労支援員（1名以上配置）

平均利用者数16.5人／必要人員1.1人な場合

① 1.1人の内、1.0人は常勤専従の職員を1名配置する（0.5人など1.0人を下回る場合でも1名配置）

② 残り0.1人を常勤換算方法で配置する。非常勤や兼務のみでも可能。

兼務の例

| | | |
|--------------------|---|--------------------------------|
| 管理者と兼務する場合 | ○ | 例：管理者8時間，就労支援員8時間（同時並行的な兼務） |
| サビ管（1人目）と兼務する場合 | × | サビ管は常勤専従のため不可 |
| サビ管（2人目・加配）と兼務する場合 | ○ | 例：サビ管6時間，就労支援員2時間（勤務時間を分ける） |
| 生活支援員等と兼務する場合 | ○ | 例：生活支援員等6時間，就労支援員2時間（勤務時間を分ける） |

目標工賃達成指導員（1名以上配置）

1.0人必要な場合

常勤換算で1.0人を充たせばよい→非常勤や兼務のみでも可能

配置の例

| | | |
|---------------|---|---|
| 非常勤×2名の場合 | ○ | 例：非常勤の目標工賃達成指導員4時間×2名 |
| 生活支援員等と兼務する場合 | ○ | 例：生活支援員等4時間，目標工賃達成指導員4時間（勤務時間を分ける）を2名 |
| 管理者と兼務 | × | 例：管理者8時間，目標工賃達成指導員8時間（同時並行的な兼務）は，H21.3.12 H21厚生労働省Q&A（障害福祉） vol1により加算算定不可 <u>（目標工賃達成指導員達成加算はあくまで「加配」に対する加算であり，管理者と同時並行的な兼務では「加配」になっていないため）</u> |

就労継続支援 B 型の基本報酬について

就労継続支援 B 型の基本報酬について

1. 就労継続支援 B 型の基本報酬の概要

- 前年度の平均月額工賃に応じた基本報酬
- 前年度に支払った工賃総額／前年度における各月の工賃支払対象者の総数

2. 除外規定

- 月の途中において、利用開始又は終了した者
- 複数の日中活動サービスを利用している者
- 通年かつ毎週 1 回以上引き続き通院する必要がある者

⇒事業所の努力により利用者の利用日数を増やせない者

3. 工賃実績と給付費の関係について

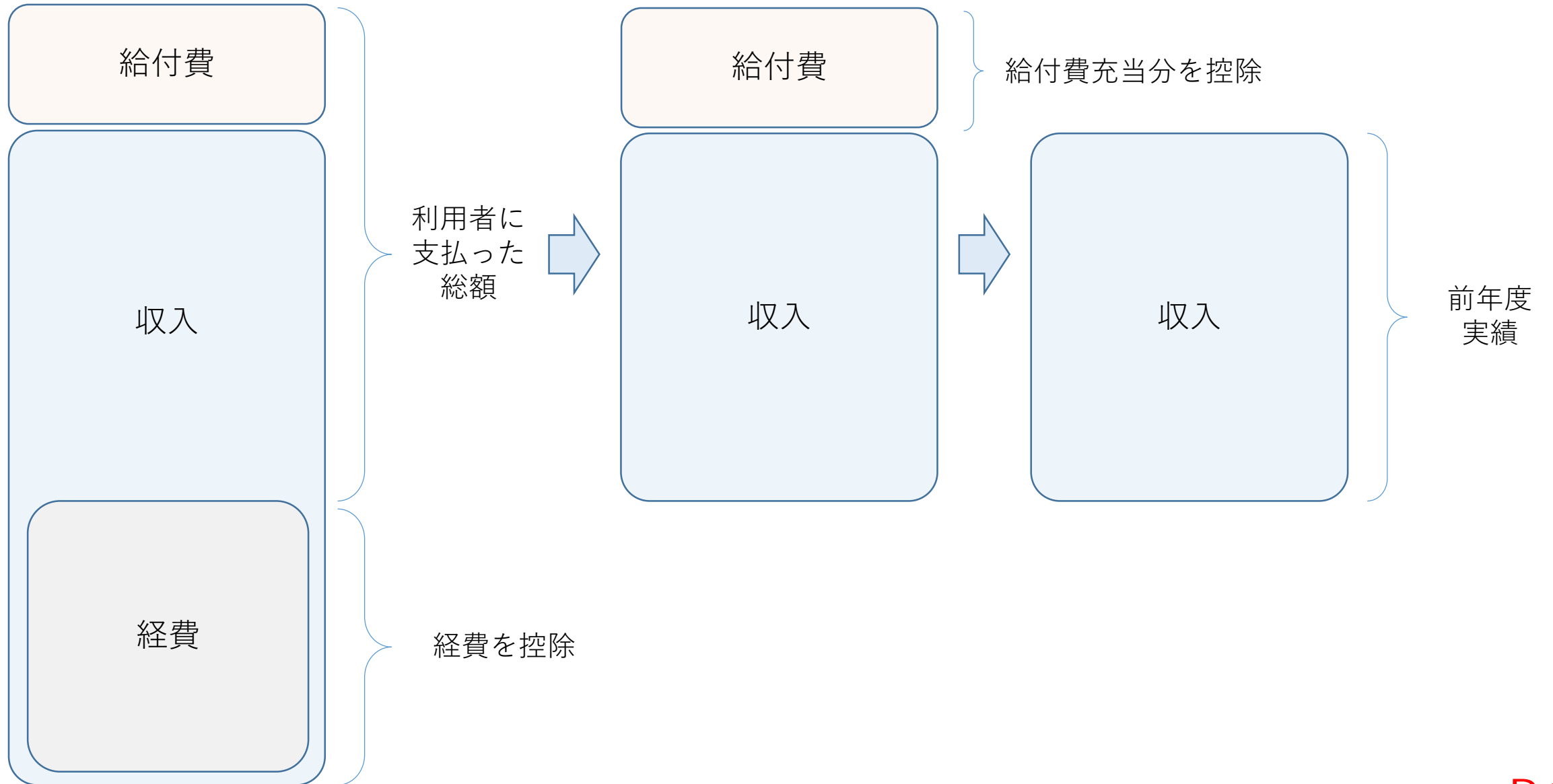
指定就労継続支援 B 型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援 B 型事業者」という。）は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

指定基準省令 第 201 条第 1 項（ B 型）



生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額を超えて利用者に支払った工賃（給付費で補填したもの）は前年度実績に含めることはできません。

就労継続支援B型の基本報酬について



サービス提供拒否の禁止について

サービス提供拒否の禁止について

1. 提供拒否の禁止

(提供拒否の禁止)

第十一条 指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十三条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2. 正当な理由

- (1) 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合
- (2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- (3) 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難な場合
- (4) 入院治療が必要な場合

3. 提供拒否を行う場合の措置

指定居宅介護事業者は、条例第 11 条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合には、規則第 8 条の規定により、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。



- 提供拒否となった具体的理由や経緯の記録
- 他の事業所の紹介
- 連絡調整の記録

4. 提供拒否を行えないもの

- 就労継続支援事業所などで、事業所が考える生産活動の能率性に届いておらず、「うちでは無理だ」などの理由で契約を拒否した。
- 居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域内であるにも関わらず、送迎ルートから外れているなどの理由で契約を拒否した。

事務連絡

平成31年3月8日

都道府県
各指定都市 障害児支援担当 御中
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

2019年4月以降の放課後等デイサービス事業所及び 児童発達支援事業所の報酬区分の適用について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

平成30年7月26日付け事務連絡「放課後等デイサービスの運用改善に向けた取組」において、「なお、平成31年度の報酬区分を決定するに当たっては、30年10月1日から31年3月末までの6か月の延べ利用児童数の実績に基づいて報酬区分を適用することとし、31年4月末までに届出があった場合には、4月のサービス提供分から新たな報酬区分を適用することを想定しており、その具体的な運用については今後改めて連絡する予定である。」としていたところですが、その具体的な取扱は以下の通りとしますので、市町村及び事業所への周知方よろしくお願いいたします。

記

(2019年4月以降の報酬区分の適用について)

- ① 2018年10月1日から2019年3月末までの6か月の延べ利用児童数の実績に基づいて、2019年4月以降の報酬区分を判断すること。
- ② 2019年4月末までに届出があった場合には、4月のサービス提供分から新たな報酬区分を適用すること。

なお、上記の②については、児童発達支援事業所における「主に小学校就学前の障害児に対し指定児童発達支援を行う事業所」としての報酬区分の判断にあたっては同様とする。

以上

平成 年 月 日

報酬算定区分に関する届出書

| | | | | |
|--|------|----------|-----------|--------------------|
| 事業所・施設の名称 | | | | |
| 1 異動区分 | 1 新規 | 2 変更 | 3 終了 | |
| 2 利用児童の状況 | 月 | ① 利用延べ人数 | ② ①うち未就学児 | ③ 未就学児の割合 (②/①) |
| | 4月 | | | |
| | 5月 | | | |
| | 6月 | | | |
| | 7月 | | | |
| | 8月 | | | |
| | 9月 | | | |
| | 10月 | | | |
| | 11月 | | | |
| | 12月 | | | |
| | 1月 | | | |
| | 2月 | | | |
| | 3月 | | | |
| | 合計 | | | |
| <p>※①に占める②の割合が70%以上の場合は、障害児通所報酬告示第1の二の(1)「主に未就学児に対し指定児童発達支援を行う場合」の区分で請求すること。</p> | | | | |

平成 年 月 日

報酬算定区分に関する届出書

| | | | | |
|----------------------------------|------|----------|--------------|------------------|
| 事業所・施設の名称 | | | | |
| 1 異動区分 | 1 新規 | 2 変更 | 3 終了 | |
| 2 利用児童の状況 | 月 | ① 利用延べ人数 | ② ①のうち指標の対象児 | ③ 指標の対象児の割合(②/①) |
| | 4月 | | | |
| | 5月 | | | |
| | 6月 | | | |
| | 7月 | | | |
| | 8月 | | | |
| | 9月 | | | |
| | 10月 | | | |
| | 11月 | | | |
| | 12月 | | | |
| | 1月 | | | |
| | 2月 | | | |
| | 3月 | | | |
| | 合計 | | | |
| ※①に占める②の割合が50%以上の場合は、区分1で請求すること。 | | | | |

備考 「異動区分」欄については、該当する番号に○を付してください。

資料19

(電子メール施行)

障 第 8 7 2 号
平成31年2月5日

指定放課後等デイサービス事業所運営法人代表者 殿

宮城県保健福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

指標該当児の適切な判定について (通知)

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについては、既に平成30年7月26日厚生労働省事務連絡「放課後等デイサービスの運用改善に向けた取組」において、指標該当児の判定について留意すべき事項などが示されております。

指標該当児の判定については、放課後等デイサービス事業所においても、厚生労働省告示第269号に定める指標にて確認いただくとともに、必要がある場合は、放課後等デイサービス事業所における障害児の状況を、参考意見として市町村に対しお伝えいただくようお願いいたします。

| |
|---|
| 担当：障害福祉課運営指導班 電話：022-211-2558 FAX：022-211-2597 E-mail：syoufukuun@pref.miyagi.lg.jp |
|---|

事 務 連 絡
平成 30 年 7 月 26 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 障 害 児 支 援 担 当 御 中
児 童 相 談 所 設 置 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

放課後等デイサービスの運用改善に向けた取組

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

先般、5月14日付けで実施した「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に係る事業所影響調査（放課後等デイサービス事業）」（以下、「事業所影響調査」という。）の結果は、別添の通りとなっています。

本調査結果等を踏まえ、放課後等デイサービスの運用改善に向けて、下記の通りの取扱いとするので、御了知の上、貴管内市区町村、関係機関等への周知方、よろしくお取り計らいください。

なお、本取扱いに基づく取組の実施状況等については、今後改めて調査を実施する予定としておりますので、御協力の程お願いいたします。

記

1. 指標該当児の判定について

平成30年4月1日時点での障害児の状況については、厚生労働省告示第269号に定める指標（以下「新指標」という。）及びその他これに準ずるとして市町村が認められた方法により判定を行っていただいているところであるが、事業所影響調査の結果、報酬区分が「区分1」と判定された事業所の割合に自治体ごとのばらつきが見られたことから、以下の取扱いとする。

ア. 再判定の実施

以下に該当する障害児等に対し、市区町村において9月末までに新指標による指標該当の再判定を積極的に実施すること。

- ①保護者等からの聴き取りを行うことなく書面のみで判定を行った児童
 - ②利用している放課後等デイサービス事業者から、合理的な理由に基づく再判定の求めがあった児童
- 等

イ. 適切な判定のために留意すべき事項

判定を行うに当たっては、以下の点に特に留意されたい。

- ① 保護者に加え、相談支援専門員、放課後等デイサービス事業所等から収集した情報も活用しつつ、障害児の状態の適切な把握に努める
- ② 判定の結果、非該当となる児童が以下の手帳の所持者又は特別児童扶養手当の受給対象児童である場合は、新指標による各項目が適切に判定されているか、再度確認を行う
 - ・療育手帳（A区分）
 - ・精神障害者保健福祉手帳（1級又は2級）
- ③ 新指標による判定の実施に当たっては、「障害支援区分の認定調査員マニュアル」（厚生労働省）に示す「『できたりできなかつたりする場合』は『できない状況』に基づき判断する」等の基本的な考え方に準拠するとともに、各項目の判断基準について、障害支援区分における調査項目の留意点及び判断基準を準用する

2. 延べ利用児童数の算定について

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月30日障発0330第16号）において、報酬区分の導入後3月経過後は、3か月における障害児の延べ利用人数により算出することとしているが、これに加え、本事務連絡の1に基づく再判定による影響を勘案し、平成30年10月以降のサービス提供分に係る報酬区分については以下の取扱いとする。

ア. 平成30年10月以降のサービス提供分に係る報酬区分については、7月1日から9月末までの3か月間の延べ利用児童数全体に占める指標該当児の割合により決定する。報酬区分の変更が生じた事業所にあつては、10月末までに新たな報酬区分に基づく届出を提出することとし、10月のサービス提供分から新たな報酬区分を適用する。

イ. その際、平成30年7月1日から9月末までに行つた判定により、非該当児が指標該当児となつた場合には、7月1日から指標該当児であつたものとみなすこととして差し支えない。

なお、平成31年度の報酬区分を決定するに当たっては、30年10月1日から31年3月末までの6か月の延べ利用児童数の実績に基づいて報酬区分を適用することとし、31年4月末までに届出があつた場合には、4月のサービス提供分から新たな報酬区分を適用することを想定しており、その具体的な運用については今後改めて連絡する予定である。

別添：平成 30 年度放課後等デイサービス事業の報酬改定等に係る事業所影響調査
結果の概要

参考：障害者総合支援法における障害支援区分認定調査員マニュアル（厚生労働省
ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/kubun/index.html

平成 30 年度放課後等デイサービス事業の報酬改定等に係る
事業所影響調査結果の概要

全国の都道府県・指定都市を通じて、平成 30 年 4 月末現在の管内放課後等デイサービス事業者の状況について調査を実施した。(全都道府県から回収済み)

1. 指標該当児の判定方法について

管内に放課後等デイサービス事業所のある 1,333 市区町村のうち、すべての障害児について厚生労働省告示第 269 号に定める指標（以下、「新指標」という。）により判定を行っている市区町村数は 436（32.7%）であった。

新指標以外の方法で判定している市区町村の多くは、既存の 5 領域 11 項目を用いて判定を行っていた。

| 新指標により判定 | 新指標に準ずる方法により判定 |
|---------------------|--|
| 436 市区町村 (32.7%) | 897 市区町村 (67.3%) (うち 5 領域 11 項目による判定は 855 市区町村) |

2-1. 事業者の報酬区分について

全国の放課後等デイサービス事業所（重心事業所を除く。）11,728 か所のうち、「区分 1」に分類された事業所は 1,775 か所（15.1%）、「区分 2」に分類された事業所は 9,953 か所（84.9%）であった。

| 事業所数 | うち区分 1 | うち区分 2 |
|-----------|------------------|------------------|
| 11,728 か所 | 1,775 か所 (15.1%) | 9,953 か所 (84.9%) |

なお、管内事業所数 5 未満の自治体を除外した 433 自治体のうち、管内の全事業所に占める区分 1 事業所の割合が 20%未満の自治体数は 333（76.9%）、20%以上 50%未満の自治体数は 84（19.4%）、50%以上の自治体数は 16（3.7%）となっている。

2-2. 事業者の報酬区分について（新指標による判定）

新指標により判定を行った市区町村に限定すると、管内の事業所数は3,497か所であり、うち「区分1」に分類された事業所は514か所（14.7%）、「区分2」に分類された事業所は2,983か所（85.3%）であった。

| 事業所数 | うち区分1 | うち区分2 |
|---------|--------------|----------------|
| 3,497か所 | 514か所（14.7%） | 2,983か所（85.3%） |

3. 4月に廃止届・休止届を提出した事業所

4月に廃止届を提出した事業所数は80か所であり、主な廃止・休止理由は「人員配置基準を満たせない」「その他（事業所統合等）」であった。また、基本報酬の見直しの影響による廃止・休止は2か所であった。

| 事業所数 | 児発管等の人員配置基準を満たせない | 利用児童が集まらない | 基本報酬の見直しの影響 | その他（事業所統合等） |
|------|-------------------|------------|-------------|-------------|
| 80か所 | 28か所 | 18か所 | 2か所 | 32か所 |

障害児通所支援事業所の機能訓練担当職員について

障害児通所支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に配置が必要となる機能訓練担当職員について、下記のとおり要件を定めることとします。

1 機能訓練担当職員の要件

原則として下記（1）に該当する者とします。ただし、（1）に該当する者がいない場合は、当面の間、下記（2）に該当する者を機能訓練担当職員として配置することも可能とします。

（1）理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，心理指導担当職員

（2）看護師，柔道整復師，あん摩マッサージ指圧師

2 機能訓練担当職員の配置基準

（1）主として重症心身障害児を通わせる障害児通所支援事業所

サービスの提供を行う時間帯を通して1人以上の配置が必要となります。また、人員基準上の看護師等とは別の者を配置する必要があります。

（2）（1）以外の障害児通所支援事業所

日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に配置します。

【第三者評価の実施について】

福祉サービス第三者評価は、社会福祉法第78条第1項に定められた事業者の責務（努力義務）を果たすための一つの方法として制度化されたものです。評価を受けることは任意ですが、利用者本位の福祉の実現のため、また、福祉サービスの質の向上のため、多くの事業者が第三者評価に取り組むことが推奨されています。

なお、平成30年度より、指定障害福祉サービスを行う者は、第三者評価の実施の有無について、重要事項説明書に記載し、利用者に説明することとしています。

■社会福祉法(昭和26年法律第45号)

(福祉サービスの質の向上のための措置等)

第78条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

■「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 平成30年3月30日改正)

3 運営に関する基準

(1)内容及び手続きの説明及び同意(基準第9条, 他サービス準用)

指定居宅介護事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定居宅介護事業所の運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮された分かりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定居宅介護の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。

ご存じですか?

宮城県 福祉サービス 第三者評価制度



福祉サービス 第三者評価制度とは?

- 福祉サービスを提供する事業所について、第三者が、客観的な立場から、そのサービスの質を評価します。
- 評価結果は、事業所の同意に基づいて、公表されます。
- 公表された評価結果を見ることにより、福祉サービスの利用者は、自分に合った事業所を選択できるようになります。

福祉サービスの利用を 検討されている方は、 是非ご覧ください!

- 福祉サービスを利用したいけれど、あの施設のサービスの質はどうなんだろうか。
- 福祉サービスへの就職を考えているが、施設の具体的な情報が知りたい。
- 事業所のパンフレットやホームページを見比べてたけれど、違いが分からない。

このようなとき、下記のホームページをご覧ください。
自らのサービスの質を向上させるために、積極的に第三者評価を受審した事業所
及びその評価結果をご覧ください。ことができます。

宮城県 第三者評価

検索

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syahuku/daisansya-index.html>

評価の対象となる事業所はどんなところ？

宮城県において、評価の対象としている事業所は、次のとおりです。今後も、対象事業所を拡大していきます。

●子どものためのサービス

保育所、社会的養護施設（児童養護施設、乳児院など）*

●障害のある方のためのサービス

障害者支援施設、障害児入所施設、障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所 など

●お年寄りのためのサービス

養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム、高齢者通所介護、高齢者訪問介護

第三者評価を受けた事業所はサービスの質の向上に努力しています！

第三者評価は義務付けられた制度ではなく、任意で受けるものです。しかも、評価を受けるに当たって、事業所は、評価機関に対して一定の料金を支払います。したがって、第三者評価を受けた事業所は、サービスの質の向上に真剣に取り組み、努力している事業所です。なお、宮城県は、受審した事業所に対して「受審証明書」を交付しています。

第三者による客観的な評価です！

宮城県から認定された評価機関が評価を実施します。評価機関は、サービスを提供する事業所から独立しており、客観的な立場で評価を行います。



評価を行う機関はどんなところ？

評価機関として認証されるためには、法人であること、一定の研修を受けた評価調査者を配置していることなどの要件を満たす必要があります。形態としては、株式会社、特定非営利活動法人、社会福祉法人など様々なものがあります。

第三者評価は、事業所のランク付けを行うものですか？

第三者評価の結果票には、それぞれの事業所の良いところや改善すべきところが記載され、更に、評価項目ごとにa b cの評価も記載されています。これらは、各事業所のサービスの質がどのレベルに達しているかを明らかにした絶対評価です。そのような意味で、第三者評価は事業所のランク付けを目的とするものではありません。

第三者評価では、どのような基準で評価を行うのですか？

第三者評価は、宮城県が策定した評価基準に基づいて行われます。評価基準の一部を紹介します。

- アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。【保育所】
- 入浴は、利用者の障害程度や介助方法など個人的事情に配慮している。【障害者・児施設】
- 認知症を理解し、利用者に対して適切に対応している。【特別養護老人ホーム等】

* 社会的養護施設については、平成24年度から3年に1回以上の受審及び結果の公表が義務づけられています。
(社福)全国社会福祉協議会が認証した評価機関が、全国共通の評価基準に基づき、評価を行います。

宮城県保健福祉部社会福祉課

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1

TEL : 022-211-2516 FAX : 022-211-2594 MAIL : syahuku@pref.miyagi.jp

P.150



障害福祉サービス等情報公表制度について

障害福祉サービス等情報公表制度については、以下のことに御留意願います。

報告する際の留意点

- 報告内容の未入力項目について
システム上の必須項目は、あくまでシステムエラーチェック用の項目ですので、報告に当たり、必須項目を含む入力可能な全ての項目について入力の上、報告（申請）願います。
- 報告内容の差戻しについて
県において報告内容を確認後、内容に修正を必要とする項目や不足等があれば、システム上で差戻し処理を行います。差戻しを受けたら、そのまま放置せず、至急差し戻し理由を確認の上、報告願います。
- 財務諸表関係書類について
社会福祉法人で就労系事業所以外は添付不要ですが、就労系事業所は就労支援事業別事業活動明細書を添付願います。社会福祉法人以外の法人については、原則として財務諸表関係書類は添付が必要です。
※ 報告年度の前年度の途中又は報告年度中に指定を受けた事業所については、財務諸表関係書類の添付は不要です。
- 新規指定の事業所について
指定日から1か月以内に障害福祉サービス等情報公表システムによる申請が必要です。
- 報告内容に変更が生じた場合は、報告内容を修正の上、再度報告願います。

平成31年度に報告する際の留意点

- 報告開始日
平成31年5月1日となりますので、システムを通じて報告願います。
- 報告期限
平成31年7月31日となりますので、期限までに必ず報告願います。
- 公表日
平成31年9月末を予定しております。
※平成31年度中の新規指定の事業所については、指定日から2か月以内に公表予定。

その他

- 法人代表アドレスに変更があった場合は、システムの事業者アカウントから変更願います。
- 法人情報や事業所基本情報が登録されていない場合は、障害福祉課又は各保健福祉事務所（地域事務所）へ御連絡願います。
- システムへの入力に当たっては、システム操作説明書（事業者用）又はシステムの記入要領を参照願います。
- システムのログインURL <https://www.int.wam.go.jp/sfkohyoin/>
- システム関係連絡板 <http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo>
- 報告期限までに報告がない場合又は虚偽報告が疑われる場合は、障害者総合支援法又は児童福祉法に規定する調査又は実地指導を行う場合があります。